

「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きの運用について」

1 趣旨

東日本大震災では、給油取扱所等の危険物施設が被災したことや、被災地への交通手段が寸断されたこと等から、通常時の貯蔵や取扱いができず、ドラム缶や地下タンクから手動ポンプ等を用いた車両への給油・注油等危険物施設での臨時的な危険物の取扱い及び避難所等の危険物施設ではない場所での一時的な危険物の貯蔵など、平常とは異なる対応が必要になり、消防法第 10 条第 1 項ただし書きに基づく危険物の仮貯蔵・仮取扱いが数多く行われた。

このような状況下での安全を確保するため、総務省消防庁において「東日本大震災を踏まえた仮貯蔵・仮取扱い等の安全確保に係る検討会（平成 24 年度消防庁開催）」で検討が行われ、その結果を踏まえた「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きに係るガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）が策定され、

「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きについて（平成 25 年 10 月 3 日消防災第 364 号、消防危第 171 号消防庁国民保護・防災部防災課長、危険物保安室長通知）」で示された。

本組合においても、震災その他大規模な災害等によって製造所、貯蔵所又は取扱所が被災する等により、危険物について通常の貯蔵又は取扱いが著しく困難となる恐れがあることから、ガイドラインの留意事項等を踏まえ、震災時等における消防法第 10 条第 1 項ただし書きに基づく危険物の仮貯蔵・仮取扱い（以下「仮貯蔵等」という。）及び危険物の臨時的な貯蔵・取扱いの安全対策に係る指導等並びに震災時等に安全を確保した上で迅速に危険物の仮貯蔵等の承認が行えるよう、仮貯蔵等の承認申請に係る手続等の留意事項及び運用について定める。

2 震災時等における臨時的な危険物の仮貯蔵等

(1) 事前の危険物の仮貯蔵等の実施計画

ア 震災時等に危険物の仮貯蔵等の申請が想定される電気関係業者、建設業者、製造業者、石油関係業者、官公庁、その他事業者（以下「事前承認事業者」という。）

は、別記様式「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い事前計画書」（以下「事前計画書」という。）により事前に想定される危険物の仮貯蔵等に応じた安全対策や必要な資機材等の準備方法等の具体的な実施計画を作成し、消防署に提出するよう指導すること。

イ 震災時等に想定される危険物の仮貯蔵等の形態の例は、次のとおり。

- ・ ドラム缶等による燃料の貯蔵及び取扱い
- ・ 危険物を収納する設備等からの危険物の抜き取り
- ・ 移動タンク貯蔵所等からの給油、注油等

ウ 予防規程を定める危険物施設に係る事前承認事業者にあつては、当該予防規程に事前計画書の内容について反映させ、予防規程の変更認可を受けるよう指導すること。

エ 消防署は、事前承認事業者より提出された事前計画書を別表「震災時等における危険物

の仮貯蔵・仮取扱い事前計画書一覧表」により管理すること。

(2) 震災時等における仮貯蔵等の手続き

震災時等において、平常時の仮貯蔵等の手続きをするいとまがない場合の手続きは次によること。

ア 電話等による承認

発災直後等により、応急に災害対応や公共の安全上特に必要があると認められるもので、かつ、次に掲げるものについては電話等口頭で承認することができる。

- ・ 前記(1)の事前計画書が提出されているもの
- ・ 聞き取り等により、安全対策が図られていると認められるもの

イ 通信手段等の確保が困難な場合

通信手段や交通手段の確保が難しく、やむを得ず消防機関への危険物の仮貯蔵等の承認申請手続きが遅れる場合であり、実態として緊急避難的な危険物の貯蔵・取扱いが行われている場合は、覚知後、速やかに安全確認を行い、必要に応じて的確な防火指導等を行うとともに、安全が確保されると認める場合にあっては危険物の仮貯蔵等の承認を行うこと。

ウ 繰り返し承認

震災時等においては、広範囲で危険物施設に被害が生じている場合があること、発災後、当分の間は燃料の需要が増加し、既存の稼働可能な燃料供給施設の燃料供給能力が不足する場合があること、長期間の停電により非常用発電機等の燃料の継続的な供給が必要な場合があること等により、10日間に収まらない臨時的な危険物の貯蔵・取扱いが必要となることがある。このような状況においては、危険物の仮貯蔵等の承認を繰り返すことにより対応することが考えられるが、その場合の繰り返し承認は次によること。

- ・ 1回の承認の期間は平常時同様、10日以内であること。
- ・ 繰り返し承認は無制限ではなく、必要な場合に限られること。

(3) 現地確認

上記(2)により承認した場合は安全確保のため、事後的であっても機会を捉えて現場確認を行うこと。また、その場合には安全対策を徹底させること。

(4) 事後手続き

前記(2)により承認した場合であっても、後日、消防署に仮貯蔵等の承認手続きを次により遡って行う必要があること。

ア 繰り返し承認であっても、申請は1回で足りるものであること。その場合の承認期間は始期から最終の終期までの期間を記載すること。

イ 震災時等に起因し、災害対応又は社会公共の安全のために行う仮貯蔵等の承認に係る手数料については加茂市・田上町消防衛生保育組合手数料条例第3条の規定により免除する可能性がある。

(5) 安全対策及び仮貯蔵等のレイアウト

事前計画書に添付する「安全対策事前計画書」及び「仮貯蔵・仮取扱いのレイアウト」については、別紙1「震災時等における仮貯蔵等の安全対策」及び別紙2「安全対策事前計画書(例)」を参考に震災時等の安全対策を事前に計画するよう指導すること。

3 危険物施設での震災時等における臨時的な危険物の仮貯蔵等

臨時的な危険物の貯蔵・取扱いが危険物施設の許可外危険物の貯蔵・取扱い及び利用方法が全く異なる設備等の利用等の場合

(1) 危険物の仮貯蔵・仮取扱い承認申請等が必要な場合

前記2(1)及び(2)により指導及び仮貯蔵等の申請手続きを処理すること。

(2) 位置、構造及び設備の変更を伴う場合

変更許可申請又は資料提出の届出により、資料を提出させること。

(3) 危険物施設で仮貯蔵等の申請が必要な例は、次のとおり。

ア 地下貯蔵タンクからの危険物の抜き取り及びドラム缶等による貯蔵等

イ 屋外貯蔵タンクからの危険物の抜き取り、屋外貯蔵タンク間の危険物の移送等

4 震災時等で設備等が故障した場合に備えて予め準備された代替機器の使用や停電時における非常用電源や手動機器の活用等

給油取扱所等における非常用発電機及び緊急用手動ポンプの使用については、「危険物の取扱い行為が安全であること」、「設置場所・使用設備・機器が安全であること」、「緊急時以外の使用はしないこと。(ただし点検時は除く。)」が担保されれば設置使用できるものとするほか、次により指導すること。

(1) 許可内容への内包

事前に変更許可申請又は資料提出の届出により、臨時的な危険物の代替機器等に関する位置、構造及び設備に関し、許可内容に内包するよう指導すること。

(2) 予防規程への記載等

予防規程を定めなければならない危険物施設については、業務継続の観点から、震災時の緊急対応、施設の応急点検、臨時的な危険物の貯蔵・取扱いの手順、維持管理、定期点検な従業員に対する教育、対応訓練等に関する事項を予防規程及びこれに基づくマニュアル等に規定するとともに、予防規程の変更認可を受けるよう指導すること。